

## 豊橋コンテナターミナル指定管理者運営モニタリング結果（2019年度）

### 1 施設の概要

施設名	豊橋コンテナターミナル
所在地	豊橋市神野西町一丁目
設置根拠	愛知県港湾管理条例（平成10（1998）年 供用開始）
設置目的	三河港における港湾物流の効率化・円滑化を図ることを目的とする。
施設概要	敷地面積：約11.7ヘクタール 主な建物等：軌道走行式荷役機械（2基）、ゲートハウス、冷凍コンテナ用コンセント、 照明灯、洗浄場、トラックスケール、トランスファーポイント

### 2 指定管理概要

指定管理者名	三河港コンテナターミナル株式会社
指定期間	2018年4月1日から2023年3月31日まで
指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況	コンテナ貨物集荷及び新規航路誘致等のポートセールス活動（実施済）

### 3 利用状況

（単位：人、件）

区分	2019年度		2018年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
コンテナ取扱量	38,400	34,178	43,200	37,431	△3,253

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

### 4 収支状況

（単位：千円）

区分	2019年度		2018年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	92,880	80,261	84,437	88,632	△8,371
利用料金収入	92,880	80,261	84,437	88,632	△8,371
指定管理料	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
支出	93,414	85,654	87,062	91,087	△5,433
収支差	△534	△5,393	△2,625	△2,455	△2,938

## 5 モニタリング結果

### (1) 総合評価

評価	評価内容
A	コンテナ取扱量や収入が計画に達しなかったものの、関係団体と連携した利用促進に努めており評価できる。また、施設の管理運営業務について、概ね県の求める水準どおり適切に行われていた。

### (2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	平等な利用の確保、法令遵守、個人情報取扱等適切に行われていた。
施設の適正な管理	A	施設内巡視等は適切に行われており、三河港BCPへの参加、緊急時に備えて普通救命講習の受講を行っていた。
サービスの維持・向上	B	三河港振興会等と連携し利用促進に努めていたが、新型コロナウイルスの影響によりコンテナ取扱量や収入が計画を下回っていた。
運営等の安定性	A	県との連携、経理、文書管理等適切に行われており、指定管理者の財務状況も問題ない。

#### 【評価の基準】

S 県の求める水準を大幅に上回る A+ 県の求める水準を上回る A 県の求める水準（業務仕様書の水準）  
B 県の求める水準に対して一部不十分 C 県の求める水準に対して不十分

### (3) 今後の対応等

施設の管理運営業務について、概ね県の求める水準どおり行っていることから、今後もモニタリングを通じて管理運営状況を確認し、指導していく。

## 6 利用者からの反応

利用者に対してアンケートを実施し、得られた回答は以下のとおりである。

- ・施設等の利用許可手続きについて  
問題はなく満足している75% ほぼ満足している25%
- ・施設利用料金の請求と支払方法について  
問題はなく満足している100%
- ・CT会社の運営内容について  
問題はなく満足している75% ほぼ満足している25%

## 7 その他

特になし。

## ○ 問い合わせ先

建設局港湾課港湾管理グループ  
電話：052-954-6564（ダイヤルイン）  
ファクシミリ：052-953-1793  
メールアドレス：kowan@pref.aichi.lg.jp